

# 総務文教常任委員会記録

【所管事務調査】を含む

令和2年6月23日

【開催日】 令和2年6月23日（火）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後0時5分

【出席委員】

委員長	河野 朋子	副委員長	伊場 勇
委員	奥 良 秀	委員	笹木 慶之
委員	中岡 英二	委員	長谷川 知司
委員	山田 伸幸		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野 泰	副議長	矢田 松夫
----	------	-----	-------

【参考人】

参考人	樋口 晋也		
-----	-------	--	--

【執行部出席者】

教育長	長谷川 裕	教育部長	岡原 一恵
教育次長兼教育総務課長	吉岡 忠司	学校給食センター所長	山本 修一
学校給食センター主査	和田 英樹		

【事務局出席者】

事務局長	尾山 邦彦	議事係長	中村 潤之介
------	-------	------	--------

【審査内容】

- 1 陳情書（深井篤農林水産課長の公務員法違反事件について）
- 2 学校給食センターに納入前のジャガイモに係る顛末書について  
（所管事務調査）
- 3 閉会中の継続調査事項について

---

午前9時 開会

---

河野朋子委員長 おはようございます。ただいまから、総務文教常任委員会を開催いたします。本日の審査1番、陳情書（深井篤農林水産課長の公務員法違反事件について）についてを議題として審査を行います。本日は、参考人として樋口晋也さんの出席を得ておりますが、ここで、参考人より、委員会を対面式で進行していただきたいと申入れがありましたので、お諮りしたいと思います。委員の皆さん、対面式で委員会を進めていくことについて、異議はありますか。よろしいですか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）では、そのように進めるということで、少し、準備の関係で休憩をいたします。

---

午前9時1分 休憩

---

---

午前9時4分 再開

---

河野朋子委員長 それでは、委員会を再開いたします。審査に入りたいと思います。先ほど御紹介しましたように、本日は参考人として、陳情書の提案者であります樋口晋也さんに来ていただいております。それでは、委員会を代表いたしまして一言御挨拶を申し上げます。本日はお忙しい中、本委員会に出席いただきまして本当にありがとうございます。委員会を代表して、心から厚く御礼を申し上げます。と同時に、本日は忌たんのない御意見を述べてくださいますように、よろしく願いいたします。それでは、本日の議事について申し上げます。十分御承知と思っておりますけれども、まず陳情書について参考人から御説明をいただきます。参考人におかれましては、委員長の許可を得て発言をよろしく願いいたします。発言の内容につきましては、問題の範囲を超えない程度ということで、御理解をお願いいたします。また、これも御承知と思っておりますが、参考人から委員に対しては質問ができないということになっておりますので、御理解をよろしく願いいたします。それでは、陳情書の内容につきまして、参考人からの説明を求めます。よろしく願いいたします。

樋口晋也参考人 おはようございます。今日は、総務文教常任委員会に陳情ということで参考人としてお呼びいただきました。貴重な時間、ありがとうございます。しかしながら、大きな問題がうやむやなまま終わろうとしているということで、陳情ということに踏み切らせていただきました。

河野朋子委員長 途中ですけど、マスクのほうはどうですか。していただけますか。（発言する者あり）そうですか。分かりました。それでは、はい。続けていただいてよろしいですか。（発言する者あり）少しじゃちょっと間を置きましょうか、準備ができるまですみません、少し。それでは、続けていただきます。お願いいたします。

樋口晋也参考人 できるだけ質問を受けなくて済むように、しっかりと陳情について御説明をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。若干、陳情書と重なる部分もありますが、順を追って御説明させていただきたいと思います。今回は、深井篤農林水産課長、当時です、ね、公務員法違反事件についてということでございます。もう皆様も御承知かもしれませんが、公務員の兼業っていうものも幅広く、今、時代の流れの中で認める方向、認めるべきだという時代の流れがございます。その法律論については、今日ここは本題からずれますので御説明はいたしません。しかし、全面禁止ではないけれども、一定の条件をクリアすれば、兼業を許可するというところでございます。では、その兼業を行う、兼業を持つことにどのような条件があるかということに沿って、御説明、意見を申し上げたいと思います。まず、大前提として、兼業を行うに当たって、市長の許可を事前にとること。このことが求められています。御承知のとおり、深井農林水産課長、ここでは当時を省略させていただきますが、深井農林水産課長は、昨年3月20日の中央青果の取締役会において、全会一致で代表取締役に推挙されました。そして、御本人がこれを受けられました。このことは、産業建設常任委員会の資料として議事録が公開されております。そして、その取締役会は、当日13時30分から14時30分の間、開催されております。情報公

開で、今資料としてお渡ししたものによりますと、3月20日付けで深井課長は兼業の申出、許可申請を提出して、当日付けで市長の許可が下りております。この営利企業等の従事許可通知書、山陽小野田市長藤田剛二のお名前を出ている書類ですけれども、まず、下に、1から4の項目の記載がありますので、読みます。1、申請事由が合理的かつ納得性の高いものであること。2、営利企業等に従事しても、職務遂行上、能率の低下を来すおそれがなく、職務専念義務への影響がないこと。3、営利企業等に従事しても利害関係が生じるおそれがなく、職務上の公正性が確保されること。4、営利企業等の業務内容が、職員の品位及び公務員に対する信頼を損なうものでないこと。この4点が書いてあります。この4点を示したことによって、その上に教示として、この基準に基づいて例外的に許可をしていますので、全体の奉仕者であるという自覚を持って、この基準に反することのないよう行動してください。基準に反する行動があった場合は、許可を取り消すだけでなく、場合によっては懲戒処分の対象となりますので、申し添えます。という形で、この許可通知書が市長名で出されております。市長の事前承認ではなく、事後承認という形ですけれども、これは執行部も深井課長も緊急避難的措置との答弁が幾度となく繰り返されてきました。この状況証拠を考えれば、3月20日の取締役会終了の14時30分以降に兼業の申請が市長に出されて、その後、市長の認可が出されたということで、執行部は、社長就任を事前に知らなかったという事実確認だというふうに私は理解をしております。これは、ちょっとまた後ほど出てきますので置いて、続いていきたいと思えます。先ほどの承認の許可通知書にも書いてありましたが、本業の効率が落ちないこと。公務員としての本業の効率が落ちるはならない。それが条件だということがうたわれています。深井課長は、議会答弁で、社長業について、時間外や土曜日に出てやっていますということを答弁されています。これは1回、2回ではありません。何度も答弁をされています。そう答弁されて、陳情書にも書いておりますが、深井課長はうそを付かれています。私は、深井社長に、株主の代理人として提案があり、何度か市役所を訪れて、深井社長、課長ではなく深井

社長に話があると協議したことがあります。株主の代理人としてもありますし、市民運動の一市民として、お話をさせていただいたことがあります。また、深井社長の下、取締役会が勤務時間中に開催されたことがあります。このことは、取締役会の議事録から確認ができます。また、深井社長の後任の社長を探しているときに、社長の就任をお願いしていたある方に対しての話合いも、勤務時間中に行われました。要するに、本業の効率が落ちないこととして時間外にやっているということは、明らかにこれらうそを付いていると断言できます。もし、このことを御本人が否定されるのであれば、内々にその業者のお名前等もお教えしますので、参考人として御確認されることをお願いしたいと思います。これらのことから、効率がいい悪いの「効率」の内容はともかくとして、時間としては間違いなく勤務時間中に社長業を行っており、時間的効率が落ちていたということは認定できると私は考えています。続いて、兼業するに当たっての条件としては、兼業の勤務先との間に利害関係がないこと、そして、今後も利害関係が生じる可能性がないことが兼業の条件となっています。このことは、改めて説明の必要もないと思いますが、監督、指導する立場の行政、すなわち深井農林水産課長が、市場の卸売会社の社長を務めることは利害関係に当たるという以外に表現のしようがありません。あえて、もう一つ説明しますが、小野田青果販売という会社は御記憶にありますでしょうか。小野田中央青果の100%出資の子会社です。この社長も併せて、代取を務めていらっしゃるわけですが、この会社は、小売業を行っておりました。条例違反です。数年前、この市場問題が表に出た当初、一般質問等で小野田青果販売の業務は、小売は条例違反ではないのかということがされましたが、一般質問でなされましたが、当時の執行部は違法かどうかグレーな状況だということで、明確に認めていない答弁でしたが少しずつ軌道修正をしていったという経緯があることを思い出していただきたいと思います。この違法な小売を行っていた小野田青果販売の社長を、深井課長が兼務していた。指導すべき立場で、条例違反だからこれやっちゃいけませんよという行政の現場の最高指揮官の農林水産課長が、違法行為を黙認し、もみ消して、

その実行を主導していた代表取締役を務めていたということで、もうこのことは言い逃れのできない状況であると私は思っています。さらに、この規定には、先ほどの許可書のところでも書いてありましたが、今後、利害関係が生じる可能性がないこと。繰り返しますが、利害が生じる可能性がないことと条件にあえてうたってある。可能性ってというのは世の中100%否定するっていうことは通常なかなか難しいことです。しかし、あえてここにうたってあるにもかかわらず、深井課長の社長就任っていうのは可能性がある、ないではなくて、利害関係でずぶずぶのところの社長を承知の上で受けたというふうに理解しております。そして、兼業の理由として、条件としてあります、公務員の社会的信頼を損ねてはならないという部分です。陳情書にあるように、一つのことを自らが業務停止した責任は重大です。この会社を倒産させた責任については、これは民事の話ですので、ここでは多くは語りません。しかし、私は市場問題に関わってきて、多くの皆さんから、山陽小野田市の行政が市場を潰したんだという意見を聞きました。皆さんそういう認識を持っていたらいいと思います。それは深井課長が、農林水産課長が、それだけ重大な利害関係のある役職にあったということですから、その誤解っていうのは、これはどうしようもない、逃れることができないもので、社会的信頼、公務員の社会的信頼というものを損ねたと言わざるを得ません。以上、ざっと申し上げましたが、先ほどの許可通知書でも読みましたが、兼業を行うに当たって、四つのことをクリアする必要があります。本業の効率が落ちないこと、利害関係がないこと、社会的信頼を損なわないこと、そして、市長の認可を事前に得ること。ここで、私自身の思いとしては、市が市場を潰したとは思っていません。これは民間会社のことです。そして、深井課長が独断で社長の就任を受けたものだと思っています。それは、様々な状況からも判断ができます。その状況証拠として、一つは、市場内の業者を取引停止にして刑事告発を藤永前社長がいたしました。この件については、不起訴という決定が出ておりますが、それ以降は民事のことなので私に関わることはありませんが、藤永前社長が刑事告発したこと、中央青果として告発したこと、これを

深井社長が単独で継承した事実があるということです。このことは、この本議会、6月16日の一般質問で、経済部長の答弁で、一切、取締役会でも行政の執行部でも協議はしていないんだということが明確な答弁が、つい最近、経済部長の口からですね証言されています。正しく深井社長の独断であったと。逆に言えば、相談しなかったということなのかも分かりませんが、事実がそうであるということです。また、もう一つ例を挙げますと、1,500万円の差入保証金の件がありました。深井社長が就任した3月20日の議事録には、1,500万円の差入保証金が、これまで証言されてきたある業者への差入保証金であるということ覆される証言調査が行われています。その調査を行ったきっかけは、その前年度、一昨年に広島県の桑原税理士事務所の監査報告として、ここは調査の必要があるという書類が上がってきておった。そのことに基づいて、3月20日の取締役会議で、このことをそ上にのせております。その話がされた上で、深井課長は社長就任を受けたわけです。しかし、このことを、深井社長はずっと黙ったままでした。もともと、そういうような不審なことがあるから、藤永さんの辞任の申出を受け入れたという経緯があるはずなんですね。でなければ、藤永さんの退任を取締役会で承認する必要はなかった。様々な疑義があったから、この事実を立証するには藤永さんに代わる代取が必要だと。少なくとも藤永さんが代取では駄目だということが共通認識としてあったことは、議会の中での質疑でも明らかになっています。藤永さんの首を切っておいて就任した社長が、同じように隠蔽する。こういうようなことを行政が果たして指示をするのでしょうか。私はそうは思いません。深井さんの単独の判断であろうと。株主総会も終わってしばらくたった頃、深井社長に、「なして、社長、これ、表に出さんやったんですか」と聞きました。そうしたところ、「決算で前の年もこれまで通ってきているから、今更言うわけにはいかないでしょう」と私には言われました。じゃあ、何のための社長になったのかと。うみを出しましょう、健全な市場を作りましょう、立て直しましょうっていう、そのためになったはずなのに、ミイラ取りがミイラになって同じことを繰り返している。こういう状況証拠も含め、



そして経済部長の答弁も含めていけば、これは行政絡みではなくて、民間会社の深井氏が、社長が単独で行ったことだというふうに私は断定できるというふうに考えております。以上、ちょっとざっとですけれども、私の理由を述べましたが、私はですね、ここの表題にあります、この公務員法違反事件について、処罰が行われることが大事だと思っています。公務員の処分というのは公平であるべきだと思っています。御承知のように、一般質問でも今回出ましたが、山口東京理科大学建設に関わることで6名、特別職は除いて6名の職員が処分を受けました。そして、2名の被告発者が出ております。内容は違いますが、規則違反とかルール違反とか、そういったものではなく、どちらも法律違反であるというところで私は同じものだと思っています。率直に、私は、深井課長は、上層部にそんたくして社長を受けたと思っています。これが現実なんではないかと。私の受け止め方として。深井さんなりに考えたんでしょう。そして、その場で受けてしまった。市長を始めとする執行部は、深井課長のそんたくを受けて、兼業を認めざるを得ない状況になった。そこで、おまえは処分だっていうわけにはいかない。市場問題を担当せいということで、次長として、そして課長として乗り込んできたわけですから、その方向性が多少違っていても、執行部はそんたくした深井課長に対してそれを受け入れざるを得ないという状況があったと私は想像しています。しかし、理科大に関わる職員2名は処分プラス告発されるという事態です。私は、この2名が告発された、あるいは6名が処分されたことが悪いと言っているのではないんです。ここは誤解をされないようお願いをしたいんですが、悪いことをすれば罰せられる、しかし、そんたくした深井課長は無罪放免っていうことで公平性が担保されているんでしょうか。そうして、そんたくした深井社長に対して、もしかしたら今回の件で処分をっていうんであれば、市の執行部が責任を取って減給だとかっていうような可能性だってゼロではないかなと思っています。しかし、私の申立てが正しいとするならば、私はそんなことは求めていません。あくまでも深井課長が社長業を引き受け、自らの判断で様々な問題を先送りにして、今なおその問題を引きずっている責任っていうのは、

問われなくてはならないというふうに思っています。理科大の件で処分、告発を受けた人たちとの整合性が問われる問題だというふうに私は理解をしています。説明は以上ですが、最後に、議長、副議長、そしてこの委員会の皆さんにお願いがあります。深井課長の答弁は、御存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、二転三転、はたまた追い込まれると、そのときはそう思っていた、あるいは、すいません、すいませんの連発で、産業建設常任委員会の皆さんも大変御苦勞されている状況を私も知っております。私は、市の職員の答弁というのは市長に代わって答弁されている、本会議場に限らず委員会でもそうだと思っております。本人が言う「忘れていました。勘違いしていました」。理由はどうであれ、虚偽答弁なんですね。最も代表的な例を言いますと、3月20日の取締役会の議事録が、産業建設常任委員会の第1回目に出されました。2か月後ぐらいの委員会だったと覚えています、記憶していますが、その議事録は委員会用に作成された、ねつ造された議事録だったんです。その後、内部告発によって正式な議事録がこの産業建設常任委員会にも出されております。「こんな、えっ、公文書偽造。理科大の話と同じじゃないんですか」。こんなことがあって、こんな大きなことだから市長が謝罪するとかしないとかじゃなくて、市長に代わって、間違い、勘違いであっても、結果的にうそを付いたのであれば、これ、市長が謝罪する話なんですよ、委員会に来て。皆さん申し訳ないと。本人勘違いしておったようでこういう答弁をしましたが、これは間違っておりました。以後、ないように注意しますと。何も、私はね、市長に来てもらって市長に頭を下げさせてくれとか、そんなことを言っているんじゃない。それだけ無責任なことを深井氏はやっていたんだと、そういう答弁をずっと繰り返していたという、そういう事実を皆さんによく認識していただいて、何が真実であるのか。執行部は、やはりそんたくした深井さんを守ろうとするでしょう。でも、執行部が言うからそれが事実だと、うのみにするのをやめていただきたい。それがお願いです。そんたくされた処分は、次の不正を生むと思います。そして、次のそんたくを育ててしまうことにつながると思っています。深井課長の浅はかなそんたくによって、こ

の中央青果の業務停止、ちょうど1年後、365日後の3月19日、今年の3月19日に業務停止、そして、破産申立てが行われています。このことによって多くの業者が追い込まれ、苦しめられています。そして、その関係者や家族など多くの人たちが、いまだに先が見えないという結果を招いているんです。この事態は、公務員である深井課長がその場で引き受けなければ回避できた可能性は極めて重大なんですね。総務部の法務担当に若い男の子がいます。執行部が適切な処分の決定、判断が下せるように、法務担当の男の子が、真摯に執行部にそんたくした答弁をしなくて済むように、議会が執行部の襟を正すように是非求めている。その場で深井さんが社長を受ける必要はなかったんですよ。その責任は市長ではなく、本人にあると私は思っています。人のことをおもんばかりで行動することが悪いことだというふうに言っているではありません。法律違反は厳正な調査に基づいて処分が行われなければならないのではないかということ。そのこと1点であります。公務員は、一部の奉仕者、あるいは市長、執行部に対しての奉仕者ではなくて、市民全体の奉仕者であると、そう思っております。以上です。

河野朋子委員長 参考人からの説明が終わりましたので、ここからは、委員からの質疑に入りたいと思います。質疑はありますか。

中岡英二委員 これは、3月20日に小野田中央青果の社長に深井さんが就任し、緊急避難措置ということにもかかわらず、現在まで取締役をやられています。一番感じているのは、継続したことで倒産し、市場関係者に大変迷惑を掛けた。また、樋口さんが書いていますとおり公務員の社会的信頼や市の信頼を大きく損なったと思うんですが、言われたことも少しは分かるんですが、この事実についてちょっとお聞きしたいことがあります。陳情理由の1番の中で、深井氏は株主との打合せや弁護士への相談を勤務時間中に行い、小野田中央青果に何度も出向いたとあります。この事実は間違いはないですか。

樋口晋也参考人 事実で間違いありません。本人がまたうそを付けば別ですが、電話をしたところ、「弁護士事務所に行っています」と。職員の方、特定できないようにどこの部署かは申し上げませんが、それでその後、深井さんと携帯で連絡を取って、「いやそれ、公務員の業務と違うんじゃないの」と。なら、「いや、すいません」ということを本人は少なくとも私の前では認められました。もう一つは、市場関係者にまた、あるいは聞き取りをしていただければ、勤務時間中に市場に行かれていたということは、これはいくらでも証言が得られます。もちろん農林水産課長の立場で行ったということもあるでしょう。それは、全てがそうだとは申しませんが、しかしながら、代表取締役として現場で社員に対して指示が出ている。これは、職員の名前は申しませんが、男性職員2名、あるいは女性の事務員が1名、そういう指示があったかどうか、聞き取りをしていただければ。私が立証するのではなくてその調査をお願いしたいというのが本旨でございますが、私自身はそのことが確実にあったと認識しております。

山田伸幸委員 今の件なんですけど、本人から業務の休暇届等が出ていたかどうかっちゃうのは確認されておりますか。

樋口晋也参考人 確認しておりません。是非、調査をお願いしたいと思います。しかしながら、行って帰ってっていう僅かな時間の中で、そういうものが取られているとは、すいません、これは勝手な個人の考えですが、そういうことがなされているとは思っておりません。

山田伸幸委員 3月20日の取締役会の件なんですけど、社長就任について、それ以前に深井氏に対して社長を指示されていたという可能性はないでしょうか。

樋口晋也参考人 可能性は否定できませんが、私はその事実を知りません。事実を知りませんので、全て深井氏の独断でやられたことだと理解をして

おります。でなければ、経済部長、副市長等の答弁まで全てがひっくり返ることになりますので、そのことが組織ぐるみに行われたと私自身は考えておりません。

伊場勇副委員長 陳情書の上記2についてというところなのですが、実際に2019年の3月20日から5月末日まで、山陽小野田市地方卸売市場の仲買人と競合し、仲買人の仕事を奪っていましたと。奪ってしまっただけというところの内容を少し具体的に教えていただけたらと思います。

樋口晋也参考人 5月末で青果販売の業務を停止するに当たって、正確ではありませんが20社程度が、青果販売が卸をしていたお客さんのところを、仲買人組合を集めて振り分けを行いました。要するに、そういう業務を行っていた事実は、もう公然の事実となっておったわけです。そのことは、会合で名簿も配られています。それは仲買人に言えば誰か取っているんじゃないかなと思うんですが、そのお客さんっていうのは、買参権を持っていない、要するに市場で買うという権利を持っていない皆さんなんです。学校の給食であったり、保育園、幼稚園だったかな、とか施設関係がたしか結構あったように記憶していますが、ちょっとそこは明確に断言できませんが、そういういろんなところに青果販売が卸していた。条例には、卸売業者は小売をしちゃいけないと。市場に出入りする業者以外に売っちゃいけないっていう大前提があるわけです。その青果販売の条例違反っていうのは、そのことをずっと中岡議員も一般質問でされましたよね。しかし、執行部はずっとずるずるずるずると、いやグレーじゃけど条例違反ではないからと。振り返って、あの当時にちゃんと調べられていればよかったんですが、青果販売の設立目的が、しっかり株主総会の次第に残っています、資料として。販売を目的として設立すると、市場の拡大を行うんだと、小売を積極的に行っていきますというような文言が、株主総会、要するに当時、藤永社長の下で作られた資料が現存するんです。これは、中央青果に廃棄処分にされていなければ、今もあります。私はそこでコピーを取りました、深井社長の了解の

下で。了解を取るのも電話で、社長が勤務時間中でした。話が前後しますが、要するに、仲買人は青果物を仕入れて、それを売ると。それをなりわいにしています。それを中央青果が売ってしまえば、安く売れるわけですよ。そういう仕事を取るようなことはしちゃいけませんよっていうのが条例に明確にうたわれているわけです。確かに、今年の6月から国の方針で、卸売業者も小売ができるようになりました。しかし、本市においては、その条例改正が行われていないので、今もって卸売業者が小売をすることは許されていません。その中で、そういうふうに振り分けをして、要するにそれまでそうやって卸していた、小野田青果販売の社長自らがそういう作業を行っておるということですので、明らかに仲買人に回せばいい仕事なのを、中央青果が「紹介してやるからここに卸せ。お前、だけど、うちが紹介するんだからうちから取ってくれよ」って、これは商取引で当たり前の話だが、それをせずに、ちょっとでも利益を取ろうと藤永氏はそういうことをした。そして、それを深井農林水産課長兼務の社長は継承したということです。

山田伸幸委員 それと中央青果が行ってきた条例違反行為の中に、直接卸を市外の業者に対して行っておりましたし、配送まで行っておりましたが、これは深井社長の指示の下で行われていたと考えていいのでしょうか。

樋口晋也参考人 直接の指示があったかどうか、私は現場にいなかったのではありません。ただ、会社の最高責任者は代表取締役です。代表権を持った取締役は深井課長、ただ一人でした。全ての責任が深井代表取締役にあるのは当然であろうというふうに理解しております。

中岡英二委員 上記の3についてお聞きします。指導を行うべき農林水産課長の立場でありながら最高経営責任者として倒産の判断を単独でしたと、先ほどから言われています。この辺の事実っていうのは、何かありますか。単独でしたということについて。

樋口晋也参考人 単独という言葉は、まず少し補足させていただくんですけども、単独というのは、市執行部とは関わりなくというふうに理解して使ったつもりです。当然、取締役会には諮られたんであろうと想像しています。その議事録を見ていないので、その事実を知りません。ただ、その議事録があるなしにかかわらず、少なくとも、代表取締役、代表権を持つものが動かなければ、業務停止、あるいはその倒産、破産手続の開始ってというのはできないというのは、極めて常識的な話かなということで、こちらに記載しております。以上です。

山田伸幸委員 深井氏は退職後も社長業を続けながら、今は、任期付職員として働いているんですが、このことについて何か感想があればお答えいただきたいんですが。

樋口晋也参考人 人間、生活がありますからね、僕は個人的に憎いわけじゃない。まあ、ふざけんなよとは思っていますが、苦々しいなど。近くに、通常、会社が倒産すれば、取立てが厳しいから皆さんが姿を隠すのか、人様の前に顔を見せられないから姿を隠すのか、明確に僕も断言できませんが、あの方も、それは生きていかんにゃいかん。ただ、その、事の重大さっていうものがあの方に認識されていなかった。そのことが残念だし、そのことは不可抗力であっても、やはり代表取締役という重責の立場にいらっしゃったんだから、その責は問われて当然だというふうに理解しています。最後に、肝腎の陳情書の下記2点について、陳情ということで申し上げたんですが、ここをちゃんと申し上げなければなりませんでした。失礼いたしました。①として、地方自治法第100条に基づく調査委員会による公務員法違反についての調査の実施。この意味は、100条委員会を作ってくださいという話じゃないんです。ただ、深井さんがそんたくして受けたように、執行部もこらしようがねえのと、認めんにゃしようがねえぞという流れの中で認められた、執行部が明確な事実関係を明らかにできるかっていうと、これはなかなか難しいんじゃないかと。だから、委員会に呼ばれて、いろんな方の意見を聞かれて

事実確認を行われても、結局、本当のところが見えてこないんじゃないのかなど。その場合には、やはり100条を開いてでも、強権を発動してでもやるぞという気概を持って取り組んでいただきたい。そして、その事実を究明していただきたい。ここが一番なんです。2番もあるんですけども、ここがすごく大事なところで、事実が何なのかっていうことは明確にされなければなりません。若干ちょっと乱暴な例え話ですが、松本智津夫という特殊な思想を持った方がいたわけですが、私は、早く極刑で実行されればいいと思っていたときに、ある文書を読んで、なるほどと思いました。それは、いろんな方が殺害されている。この人とこの人とこの人の判決は出ているけど、この人の死亡について審理されなければ、この人を殺害した犯人は誰かっていうことが限定されない、断定されないまま、不明なまま終わってしまうんです、その事件が。そうすると、この残された親族はどうなるんだと。やはり、その事実を解明することが、その家族にとって、遺族にとって大切なことだと。だから、事実をちゃんと明らかにするということはすごく大事なんだと、そのときに学びました。やはり、この事実がどうであったのかということを経後の戒めとするためにも、そして公務員が一部ではない、そして市長に向けたそんなくをするんじゃないかと市民にそんなくをする、全体の奉仕者である公務員であるためにも、議会がしっかりと調査していただくということがすごく大きな意味を持っていると思っています。二番目は、それに基づいて、事実であるならば罰せられるべきところは罰せられるべきではなかろうかという、その罰するのは議会ではありませんので、執行部に求めていくと。それが公務員法の関係で、直接処罰ができるのかできないのか。できなければ、じゃあ、市民が法的な手段を取るのか。そういういろんなことがこれから出てくるかと思います。しかし、やはりこの行政のことに関わることなので、監督する機関としてのこの議会に、是非この究明を託したいという思いでこの陳情書を出しました。以上です。

山田伸幸委員 最後の件なんです、公務員法違反については、これは深井篤



氏に責任があるとお考えか、それとも更なる上層部に責任があるとお考えなのか。その考えをお聞かせください。

樋口晋也参考人 もちろん、許可を出してしまった、出した責任が市長にないとは言えません。しかしながら、先ほど来、当初から御説明申し上げているように、深井さんの独断専行なんです。独断専行の中に執行部も巻き込まれていっている。なぜ、事前に相談しないか。公務員の兼業禁止なんていうのは法務の男の子にでも聞いたら、「いや、これまずいですよ」という話になって、受けられなかったと思うんですよ。しかし、もう取締役会で決定したというこの事実っていうのは、たとえ市長であっても覆すことができない重い事実として追認せざるを得なかった。これが真実だと思っております。ですから、一番の責任は、この公務員法違反は深井氏だと思っております。

河野朋子委員長 大体よろしいですかね。今の質疑で。陳情の2点について最終的に確認しようと思いましたが、今、参考人から最後にありましたので、もう再確認はいたしません。説明もしていただき、質疑も一とおり終わりました。それでは、参考人の方にお礼を申し上げます。本日はお忙しい中、委員会に参加していただきまして、貴重な御意見をありがとうございました。心から感謝しております。頂きました貴重な意見は、今後この委員会での審査に十分生かしてまいりたいと思っております。本日は、本当にありがとうございました。それでは委員会を暫時休憩いたします。

---

午前9時52分 休憩

---

---

午前10時16分 再開

---

河野朋子委員長 それでは、委員会を再開いたします。先ほどは、参考人に陳情の趣旨について説明していただきまして、皆さんから質疑していただ

きました。そこまで終わったところですがけれども、参考人の説明を受けた上で、今後、この審査をどういった方向で進めていったらいいかということこれから少し協議したいと思いますので、御意見があればお願いいたします。

山田伸幸委員 今の参考人の話を聞いていて、まず確認すべきこととして、現社長でもある元課長については、3月20日の役員会のことについて、事前に許可を得ていたのかどうなのか、その点について確認する必要があると思いますので、この本人と人事の担当部署に来ていただいて、その確認をまずすべきではないかなと思います。

笹木慶之委員 今のその点はその点として分かるんですが、それ以前の問題として、やはりこれは許可権者と受ける従事者との関係が出てくると思います。これはもう本件に限らず市においては充て職でそういう職を充実させるために、営利企業従事制限という許可を出してやるという形を取っていると思われま。したがって、組織的な問題といえますか制度的な問題をまずきちっと整理をした上で、その中で、もちろん本人のことも中に入れながら確認をした上で、そして、本人を呼んで事実確認をするという形を取って事実の究明することが必要であろうと思います。ただ、市場の中身の問題については、当該委員会ということにならないので、それはまた別の形で、今まで産建の中でもいろいろされていると思いますので、その辺はまた別問題として併せ行うということになるかと思いますが、やはり執行部の現状、許可の実態、そして、当該本人が行った手続の事実を確認することが大事だと思っています。

河野朋子委員長 今、結局、今日の資料で出されました営利企業等の従事許可通知書、3月20日付けですがけれども、これについての前後関係といえますか、そういったことが、市のシステムとしてどうなっているのかっていうような御指摘もありました。一般論としてそういった兼業についてはどういうふうな取扱いをするのかということ、それから本人がこの

通知書は、3月20日付けで取締役会の時点で、市長の許可を得ずになられたというような、参考人の意見はそうでしたけども、その辺が、本当に事実なのかどうなのか。それを明らかにするためには、今言われたように人事の担当と御本人に確認という手段が必要ではないかといった御意見だと思いますが。ほかにどなたか、それに加えて何かあれば御意見を。よろしいですか。笹木委員が言われましたように、今回この委員会の審査内容としましては、やはり公務員法違反、ここに限った審査ということですので、市場となりますとまた産建との連合というところに発展していくと思いますが、取りあえずは、総務として取り扱うべきところは、今言われましたような総務の担当部署を呼んで、市の仕組みとかそういったことを確認し、そして、個別の今回のことについての確認、あるいは本人を呼んで今回のことについての前後の確認をしていくということで、今、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そういうふうにまとめたいと思います。

中岡英二委員 先ほどから出ている営利許可申請書、これは一般の企業にも今まで前例があるんでしょうか。

河野朋子委員長 その辺のことも、誰が答えるかということで、これをまた含めて総務の担当に来ていただいて、回答を。笹木委員が答えようとしたけど、委員会としましては執行部にそういったことも併せて今度質疑をしていただければということでもよろしいですかね。ここでは、まだ置いておきます。ということで、今後の進め方は今のように進めたいと思いますが、日程についてはまた少し調整して、後日決定したいと思います。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、この件についてはこれで終わります。11時からまた再開いたしますので、以上で、休憩いたします。お疲れ様でした。

---

午前10時22分 休憩

---

【所管事務調査】 審査内容 2

【会議の概要】

- ・発芽したジャガイモが納入されようとしていたことが5月25日に判明したため、5月28日に委員会を開会したが、6月2日にはまたニンジンのサイズ誤りの件があったため、6月11日の委員会で再度取り上げた。そのときには、業者から係る顛末書を提出するように求めている、12日には提出されるとの説明を受けていた。執行部から資料についての概要説明があった。資料の1番から8番までに出来事を時系列で記載しているが、その4番、メーカーを納品したときに芽が出ているものがあったという部分は、実際に確認し、不良のものだったので、給食センターには納入できないと判断したとのことであった。なぜ芽を取る処理をしたかという点、市場がなくなった後、新しい仕入れ業者を見つけたが、コロナウイルスの関係で給食が急きよ停止になり、その度に何度もキャンセルをお願いしていたため、全部返品するのは申し訳ない気持ちになり、一部を自分たちで使うこととしたためとのことであった。5番、指摘を受けたところは、学校給食に納品するものではないという説明がきちんとできず、誤解を招いてしまい、大変申し訳なく思っているという反省の弁があったとのことであった。今後の対策については、構成員同士のコミュニケーションを取ること、納品の際、品質、サイズ、産地等に間違いがないように改めるということであった。以上の説明を受けて、質疑を行った。

【主な質疑】

河野朋子委員長 給食センターから業者に対してどういう対応をされたのか。

山本学校給食センター所長 納める青果物は学校給食で使うものであることを認識し、安心安全なものを納品しなければならないと再度指示した。業者の決定は、見積りの結果、安価なほうとしているが、仕様書の内容を再度認識して、検収を徹底するように指示した。教育委員会として、書面で指導、指示を早急に行いたいと思っている。

山田伸幸委員 給食用で納品しないものも、市場の冷蔵庫に置かれることがあるのか。

山本学校給食センター所長 冷蔵庫の中のものについては、学校給食で使う食材を保管するために借りていると認識している。

山田伸幸委員 今の説明は矛盾していないか。自分たちで使うためのものを置いていたという説明にならないか。

山本学校給食センター所長 給食センターに納入予定のジャガイモを、検品の段階で不良品と分かったので返品する予定であったということである。

山田伸幸委員 所長もそう受け取ったか。

山本学校給食センター所長 内容を聞き取ったが、不審の念がある。こういった誤解を招くような行為があったのは確かなので、反省を促したい。

河野朋子委員長 誤解とは、何に対してか。

山本学校給食センター所長 5月25日に皆さんが集まったときに、代表が説明できなかったことと、そのときになぜ芽をカット処理したのかということの説明しなかったことによる誤解である。

中岡英二委員 口頭で言われたが、文書で出すのか。こういうことを聞いて、こういうことを質問したと。それに対する回答は。業者にはそういうやりとりをされたと思うが、その内容を委員会にいつ出す予定か。また、罰則規定もいつ出されるのか。

岡原教育部長 顛末書とこれに関わる聞き取りを行った結果は、速やかに出したい。罰則規定は、要綱の中に入れ込んでいきたいが、ペナルティーを科す性質のものであるため、十分慎重に検討しながら対応していきたい。

中岡英二委員 顛末書の中では、6月2日にエンジンの2LがLになったという事実関係について確認していないが。

山本学校給食センター所長 顛末書の内容にはないが、口頭で確認した。先般の委員会で御説明したが、発注の誤りがあって、通常は2Lのエンジンは使わないとのこと。仕入れ業者に対して、電話でエンジンは大きいのと口頭で注文したと。そこでまず誤りがあったということであった。

山田伸幸委員 発注するとき大きいものとしか言わなかったということか。

山本学校給食センター所長 確認した際にはそうであった。ただ、代表の方が

紙で発注されていて、中には2Lサイズという表記があった。

山田伸幸委員 納入された業者からは、発注書ではなくて電話による注文だったと聞いている。となると、また話が食い違ってくる。その業者は、自分たちが間違えたと言っておられたので、ここでも食い違いが出てきている。発注書は確認したか。

山本学校給食センター所長 確認は納入業者のみである。

山田伸幸委員 子供たちに安全安心な給食を届けるのが一番である。こういう告発し合いのようなことでは何も生産性は発揮できない。今後、条例に従って公会計になれば、ほかの業者の参入も認めざるを得なくなり、小さな業者はもう太刀打ちできない事態も想像される。いつまでも放置しておいてはいけないと思うが。

山本学校給食センター所長 学校給食センターとしては、子供たちが食べる学校給食であるため、安全な物資を納入していただくことを納入業者に指示するのみと思っている。納入業者の方は、給食センターになる前から学校給食の物資を納品されており、経験は十分お持ちなので、このような疑念、誤解を招くようなことがないように指示した。

山田伸幸委員 今までこういう争いはないまま、それぞれの学校に納品されてきたと思うが、給食センターになり一括納品になって業者間の争いが出てきたのではないか。公会計となっても市内業者を優先できるのか。それが公会計条例の中で担保されているのか。

山本学校給食センター所長 公会計後においても市内業者優先と考えている。

条例については、学校給食費を徴収するものについてであり、特段、納入業者についての事項はない。

山田伸幸委員 今後の納入は、どこで規定されていくのか。

山本学校給食センター所長 今、運用している要綱を公会計用に改めて、運営したいと思っている。市内外を問わずに登録できるようにするが、見積は市内業者を優先し、そろわない場合に市外業者でと考えている。

中岡英二委員 この顛末書にはエンジンのサイズのことを触れられていない。

教育委員会としては大したことはないと考えたのか。

岡原教育部長 まずはジャガイモの件の顛末をはっきりさせようと思った。ニ

ンジンに関しては、事実関係が分かった後に業者に確認しており、電話で大きいものと言ったとか、それが十分伝わっていなかったとかが分かってきたところである。

河野朋子委員長 結局、この顛末書によって明らかになったのは、業者はこのジャガイモをセンターに納入できないと判断して、別のものを発注しようとしていたというところまで確認ができたのか。

山本学校給食センター所長 5月25日に、改めて発注予定であったということである。

河野朋子委員長 5月25日に委員や所長が行かれたときに、発注し直すものであると向こうから先に言われるべきじゃないのか。

山本学校給食センター所長 そのような説明はなかった。

河野朋子委員長 そうなると、現場の業者の対応とこの顛末書にちょっと矛盾を感じるが。

山本学校給食センター所長 納入業者に「なぜ、すぐ返品しなかったのか」と確認したところ、担当の方が「土曜日がお休みで、納品が28日なので、月曜の連絡でもまだ間に合うだろう」ということであった。

河野朋子委員長 そういった対応を考えていたんだったら、なぜそのときに、そういったことを業者は言わなかったのか。この顛末書が本当だったら、きちんと言うべきだったのではないか。

山本学校給食センター所長 代表の方も、急に電話で呼ばれて困惑したと。そのような説明ができれば、このように迷惑を掛けることはなかったとおっしゃっていた。

河野朋子委員長 反省を述べられているが、なぜそういった対応が当日できなかったのか。そこが問題じゃないのか。

岡原教育部長 5月23日の検品から25日まで時間が掛かっていることと、25日の時点ではっきりしていれば、これほどの問題になることはなかっただろうということはお伝えした。言えなかったことが、これほど不審を招いていると指摘した。

河野朋子委員長 そのとき言えなかったって、筋が通るのか。そういう大事なことを、なぜ言えなかったのか。それを追及したか。

岡原教育部長 とても言える状態ではなかったということであった。

山田伸幸委員 もともとそれを納品しようとするつもりだったとしか捉えられない。この顛末書さえ出しておけば済むだろうというような甘い考えがあるんじゃないか。今後、こういうことが起きないようにしなければならぬ。給食センターがもっと指導に入り、とにかく安いものという方向性からの転換が必要ではないか。業者を守る立場といったことから、無用な競争にならないような制度を考えていただきたい。

岡原教育部長 見積りを取って安価な業者にという方式は変わっていかぬと思う。ただし、業者に対して、食品の安全面を含めた管理について、更に厳しく求めて、今まで以上に厳重に注意を促していく。

伊場勇副委員長 口頭でとか、そう思っていましたとかで、この顛末書には、肝腎な内容が書いていないように思うが、結構重要なところだと思う。時系列にはなっているが、結局、悪いのが入っていないからいいでしよって見えてしまう。差し戻してもう1回きちんと出してもらうべきだ。

岡原教育部長 始末書とは違い、強く反省を1枚で求める体裁のものではないとは考えている。ただ、この顛末書が、余り反省の色が見えないと見られても仕方がない内容なのかなと思う。体裁としては十分ではないかもしれないが、経緯は分かるものであると考えている。

伊場勇副委員長 11日に委員会をして12日にこれが教育委員会に届いて、時間も結構たっているのに、早急にとかどうなのか。これからの納品についてのお願いなのか厳重注意なのか。どういった言葉を使われるのか。

岡原教育部長 昨日の聞き取りの時点で、非常に不審感が残っていると、きちり伝え、給食の安全を脅かすようなことであるとも伝えた。十分注意をしたつもりで、それを改めて文書でお渡しするということである。

笹木慶之委員 業者との契約の履行は、あくまで納品のところが履行で、そこでチェックを掛けて完結したか、しないか。重要な契約案件で、中には安全安心が伴っておるということも更に念頭に置いて、しっかりした管理体制を取ってもらいたい。

岡原教育部長 契約どおりの食材がきちんと納入されて、きちんと検品をして調理場に届くという道筋をきちんと示せるように、日頃のチェック体制



などにも努めていきたい。また、業者に対しても、安全な食材の納品、見積りに合った適正な物品の納入については、お願いをしていきたい。

河野朋子委員長 部長が言われた、聞き取りしたときに不審感があったというのは何に対してで、もう解決したのか。

山本学校給食センター所長 不審感は拭えていない。理由を後から付け加えたものであるかもしれないと。

山田伸幸委員 要するに、この顛末書は満足する内容ではないということか。

山本学校給食センター所長 顛末書は、この案件について経緯を示してもらうもの、再発防止について述べてもらうものだとして解釈している。

山田伸幸委員 この顛末書を正しいものと受け取っておられるのか。そうじゃなくて、この顛末書では不審を感じられたんじゃないのか。

山本学校給食センター所長 委員もおられた現場で思った不審感、不審の念というのは変わらないということである。

河野朋子委員長 業者からしたら、既に芽が出ていて納入できないと判断して、ほかのものを仕入れようとしていたんであれば、むしろ、こういう顛末書を出させられること自体が心外じゃないのか。きちんとしていたのに何でこんなことをしなくてはいけないのかと抗議がなかったのか。

岡原教育部長 経緯を顛末書にして出すようお願いしたもので、もしかしたら業者の中では、ここまでしなければいけないのかという気持ちがあったかもしれない。ただ、このような大きな問題になったことを考え、出てきたと思っている。

河野朋子委員長 そもそも、本当に納入しようとしていたのかどうか曖昧になっていて、そこをもう少し明らかにしないと、本当は納入するつもりではなかったが、書けと言われたから取りあえず書いたというような顛末書で、本当に反省なんかされるのか。教育委員会も指導ができるのか。聞き取りからそこは読み取れなかったか。

岡原教育部長 土曜日の対応で、ここで検品して給食センターには納品できないと分かった時点で、公休であったとはいえ、何らかの連絡を取る方法があったと思う。しかし、ここで時間を取ってしまい、あらぬ疑いを持たれてしまったことに対して反省しておられた。

中岡英二委員 顛末書の中の今後の対策を読まれて、どのように感じたか。

山本学校給食センター所長 組合員同士の情報共有における曖昧な点を是正すると言われた。反省の弁については、代表の説明不足のために多くの方に迷惑を掛けてしまったということは述べられていた。

中岡英二委員 この顛末書から、教育委員会が業者から聞き取りをした内容が読めない。次回は、内容の分かるもの出していただきたい。

河野朋子委員長 大事なのは、今後こういうことが起きてはいけないということ。罰則規定を早急に入れるっていうことを、もう随分前の委員会から言っている。業者に対しての文書の発送を12日にされて、もう10日たっている。すぐにできない理由は何なのか。

山本学校給食センター所長 顛末書を頂いたのは6月12日で、聞き取りを行ったのは昨日である。それを踏まえて、書面で指示するということである。罰則については、案は持っているが、実際の運用を考えてうまくいくか、センターで物資が供給できる内容のものであるかを考えており、少し時間が掛かっている。

河野朋子委員長 慎重にされるのはいいが、時間が掛かり過ぎだと思う。

岡原教育部長 罰則規定については、速やかに整備する。

山田伸幸委員 納入業者の登録に関する要綱の見直しにおいては、市内業者を最優先でやるという姿勢を堅持するため、市内業者、準市内業者、その他の業者という形で条件を付していただきたい。

岡原教育部長 可能かどうかは検討したいと思う。

河野朋子委員長 顛末書が最終的なゴールではなくて、要綱に罰則規定をきちんと整備して、業者の皆さんにもそういった意識を持っていただく。まだまだ途中だと思うが、どの辺りで、それを出していただけるのか。

岡原教育部長 業者への通知も必要になってこようかと思うので、来月上旬には行いたいと思う。

河野朋子委員長 7月の月上旬に次回の委員会を開催し、要綱の件を提示していただきたい。あわせて、管理栄養士の方にも出席していただいて、現場の話聞くこととし、この件については終了する。

(執行部退室)

河野朋子委員長 それでは、3番の閉会中の継続調査事項についてを議題といたします。お手元に資料が出ています。内容で、追加、あるいは何か変更するものがあれば御意見をお願いいたします。よろしいですか。(「なし」と呼ぶ者あり)では、このように決定したいと思います。それでは、以上で委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

---

午後0時5分 散会

---

令和2年(2020年)6月23日

総務文教常任委員長 河野朋子